

平成21年12月11日
職業安定局需給調整事業課
課長 鈴木 英二郎
主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美
課長補佐 鶴谷 陽子
電話 03-5253-1111(内線5335, 5325)
夜間 03-3502-5227

派遣労働者が399万人に増加 ～労働者派遣事業の平成20年度事業報告の集計結果について～

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書（以下「報告書」という。）が厚生労働大臣に提出されているところである。

このたび、平成20年度中（平成20年4月1日から平成21年3月末日まで）に事業年度が終了し報告書を提出した派遣元事業所（一般労働者派遣事業所24,423事業所、特定労働者派遣事業所42,001事業所）の事業運営状況について取りまとめたので、その概要を公表する。

【概要】

1 派遣労働者数（注1） 約399万人（対前年度比 4.6%増）
 ①+③+④
 常用換算派遣労働者数（注2） 約198万人（対前年度比 13.7%増）
 ①+②+④

(1) 一般労働者派遣事業
 . . . 常用雇用労働者 844,789人（対前年度比13.9%増） . . . ①
 . . . 常用雇用以外の労働者（常用換算） 806,317人（同 10.8%増） . . . ②
 . . . 登録者 2,811,987人（同 0.6%増） . . . ③
 (2) 特定労働者派遣事業
 . . . 常用雇用労働者 332,230人（同 20.9%増） . . . ④

2 製造業務に従事した派遣労働者数（6月1日現在）
 約56万人（対前年度比19.6%増）

(1) 一般労働者派遣事業 常用雇用労働者 . . . 278,761人（対前年度比20.6%増）
 . . . 常用雇用以外の労働者 . . . 204,432人（同 14.7%増）
 (2) 特定労働者派遣事業 常用雇用労働者 . . . 74,896人（同 31.1%増）

3 政令26業務に従事した派遣労働者数（6月1日現在）
 約100万人（対前年度比9.9%増）

(1) 一般労働者派遣事業 常用雇用労働者 . . . 417,336人（対前年度比10.5%増）
 . . . 常用雇用以外の労働者 . . . 430,711人（同 7.7%増）
 (2) 特定労働者派遣事業 常用雇用労働者 . . . 150,522人（同 15.0%増）

4 派遣先件数 約128万件（対前年度比0.5%増）

(1) 一般労働者派遣事業 . . . 1,177,188件（対前年度比 1.3%減）
 (2) 特定労働者派遣事業 . . . 98,842件（同 27.4%増）

5 年間売上高 総額7兆7,892億円（対前年度比20.5%増）

(1) 一般労働者派遣事業 . . . 6兆 151億円（対前年度比19.8%増）
 (2) 特定労働者派遣事業 . . . 1兆7,741億円（対前年度比22.9%増）

6 派遣料金（8時間換算）（注3）

(1) 一般労働者派遣事業 . . . 16,348円（平均）（対前年度比16.5%増）
 (2) 特定労働者派遣事業 . . . 23,337円（平均）（対前年度比12.6%増）

7 派遣労働者の賃金（8時間換算）

(1) 一般労働者派遣事業 . . . 11,254円（平均）（対前年度比18.0%増）
 (2) 特定労働者派遣事業 . . . 15,082円（平均）（対前年度比16.0%増）

1～3については11月26日に速報値として発表済み。変更なし。

- (注1) 「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。
「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。
- (注2) 「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者（常用換算）数、並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。
なお、常用以外の労働者の常用換算数には、日雇派遣労働者の常用換算数を含んでいる。
「常用雇用以外の労働者（常用換算）」は、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等（登録者のうち派遣された者を含む。）を、常用換算（常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの）したものである。
- (注3) 「派遣料金」は労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである。
- (参考1) 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（主として、登録型の労働者を派遣する事業）であり、許可制となっている。
- (参考2) 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

1 集計事業所数

平成20年度中に事業年度が終了し報告書を提出した一般労働者派遣事業所数は24,423所（前年度増減比21.5%増）、特定労働者派遣事業所数は42,001所（同39.8%増）であり、全体では66,424所（同32.5%増）であった。

このうち派遣実績のあった事業所は、一般労働者派遣事業が19,658所（提出事業所に占める割合80.5%）、特定労働者派遣事業が27,051所（同64.4%）、合計で46,709所（同70.3%）となっている。 ⇒表1、2

2 派遣労働者数

(1) 派遣労働者数（※1）は3,989,006人（対前年度比4.6%増）、常用換算派遣労働者数（※2）は1,983,336人（対前年度比13.7%増）であった。

具体的には、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者が844,789人（対前年度比13.9%増）、登録者数（※3）が2,811,987人（同0.6%増）であった。また、常用雇用以外の労働者（登録者が労働者派遣される場合）の常用換算（※4）は806,317人（同10.8%増）であった。

一方、特定労働者派遣事業では、常用雇用労働者が332,230人（同20.9%増）であった。

⇒表3、図1

なお、派遣労働者数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業の常用雇用労働者は43.0人（前年度46.0人）、常用雇用以外の労働者（常用換算）は41.0人（同45.1人）、特定労働者派遣事業の常用雇用労働者は12.3人（同14.1人）となっている。また、登録者について、報告書を提出した1派遣元事業所当たりの平均をみると、115.1人（同139.1人）となっており、前年度よりも減少している。

⇒表3

※1 派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用労働者数の合計としている。

※2 常用換算派遣労働者数は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者の常用換算数、並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計としている。なお、常用以外の労働者の常用換算数には、日雇派遣労働者の常用換算数を含んでいる。

※3 登録者には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

※4 常用換算とは、常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したものである。

(2) 6月1日現在で、政令で定める26業務（p25参照）に労働者派遣されていた派遣労働者数について、業務の種類別にみると、一般労働者派遣事業では、事務用機器操作428,049人（26業務全体の50.5%）、財務処理76,041人（同9.0%）、テレマーケティング70,000人（同8.3%）の順で多く、特定労働者派遣事業では、ソフトウェア開発54,491人（同36.2%）、機械設計36,097人（同24.0%）、事務用機器操作20,749人（同13.8%）の順で多くなっている。

⇒表4

(3) 日雇派遣の状況

6月1日現在の一般労働者派遣事業における日雇派遣労働者数は93,455人であった。

⇒表5

(4) 製造業務への派遣の状況

6月1日現在で製造業務へ派遣を行った事業所は、一般労働者派遣事業では5,973所(対前年度比14.1%増)、特定労働者派遣事業では4,538所(対前年度比38.6%増)、全体では10,511所(対前年度比23.5%増)となっており、労働者派遣事業の実績のあった事業所に占める割合は、一般労働者派遣事業では30.4%(前年度32.5%)、特定労働者派遣事業では16.8%(前年度16.8%)、全体では22.5%(前年度23.9%)となっている。

また、6月1日現在で製造業務に従事した派遣労働者数は、一般労働者派遣事業では483,193人(対前年度比18.0%増)、特定労働者派遣事業では74,896人(対前年度比31.1%増)、全体では558,089人(対前年度比19.6%増)となっている。

⇒表6

3 派遣先

(1) 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数は、一般労働者派遣事業では1,177,188件(対前年度比1.3%減)、特定労働者派遣事業では98,842件(同27.4%増)となっている。この結果、全体としては1,276,030件(同0.5%増)となっている。

⇒表7、図2

(2) また、派遣先の数について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では59.9件(前年度73.9件)、特定労働者派遣事業では3.7件(同4.0件)となっている。

⇒表7

4 売上高

(1) 労働者派遣事業に係る売上高は、一般労働者派遣事業では6兆151億円(対前年度比19.8%増)、特定労働者派遣事業では1兆7,741億円(同22.9%増)となっている。

この結果、合計は7兆7,892億円(同20.5%増)となっている。

⇒表8、図3

(2) また、売上高について、派遣実績のあった1派遣元事業所当たりの平均をみると、一般労働者派遣事業では308百万円(対前年度比2.5%減)、特定労働者派遣事業では67百万円(同10.7%減)となっている。

⇒表8

(3) 売上高をランク別にみると、一般労働者派遣事業では売上高5,000万円未満の事業所が約4割(36.4%)を占めているが、特定労働者派遣事業では売上高5,000万円未満の事業所が約7割(73.3%)を占めている。

⇒表9、図4

5 派遣料金

(1) 一般労働者派遣事業の平均料金は16,348円と、前年度の14,032円より16.5%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、ソフトウェア開発が24,728円(前年度24,425円)で最も高く、次いで事業の実施体制の企画、立案23,343円(同22,884円)、アナウンサー21,899円(同19,131円)の順で高くなっている。平成19年度と比較して上昇したものは、アナ

ウンサー（14.5%増）、放送番組等の大道具・小道具（8.3%増）等であり、逆に低下したものは、調査（2.5%減）、建築物清掃（1.9%減）等であった。

- (2) 特定労働者派遣事業の平均料金は23,337円と、前年度の20,728円より12.6%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案33,717円（前年度31,247円）が最も高く、次いで、セールスエンジニアの営業、金融商品の営業32,927円（同30,666円）、ソフトウェア開発31,048円（同30,350円）の順で高くなっている。平成19年度と比較して上昇したものは、放送番組等の大道具・小道具（13.4%増）、デモンストレーション（9.6%増）等であり、逆に低下したものは、放送機器等操作（4.1%減）、放送番組等演出（1.4%減）等であった。

⇒表10

6 派遣労働者の賃金

- (1) 一般労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は11,254円と、前年度の9,534円より18.0%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案が16,519円（前年度16,386円）で最も高く、次いでアナウンサー16,376円（同14,256円）、ソフトウェア開発16,121円（同15,874円）の順で高くなっている。平成19年度と比較して上昇したものは、アナウンサー（14.9%増）、建築設備運転、点検、整備（3.3%増）等であり、逆に低下したものは、調査（5.5%減）、秘書（1.3%減）等であった。

- (2) 特定労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は15,082円と、前年度の12,997円より16.0%増であった。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案21,784円（前年度19,523円）が最も高く、次いでセールスエンジニアの営業、金融商品の営業20,590円（同18,905円）、アナウンサー20,142円（同18,769円）の順で高くなっている。平成19年度と比較して上昇したものは、デモンストレーション（12.5%増）、事業の実施体制の企画、立案（11.6%増）等であり、逆に低下したものは、秘書（1.4%減）、放送機器等操作（0.4%減）であった。

⇒表11

7 海外派遣

海外派遣を行った派遣元事業所は230所（対前年度比17.3%増）であり、労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合は0.5%（前年度0.6%）となっている。

また、海外派遣された派遣労働者は673人（対前年度比40.2%減）であり、海外派遣を行った派遣元事業所1事業所当たりの平均人数は2.9人（前年度5.7人）となっている。

⇒表12

8 紹介予定派遣

紹介予定派遣を行った派遣元事業所は3,848所（対前年度比29.5%増）であり、労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合は8.2%（前年度8.4%）となっている。

また、紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の派遣先からの申込人数は165,797人（対前年度比17.5%増）、紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数は58,762人（対前年度比10.0%増）、紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数は49,021人（対前年度比22.8%増）、紹介予

定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数は37,901人（対前年度比16.6%増）となっている。⇒表13

9 地域ブロック別派遣労働者数等

(1) 派遣労働者数についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の派遣労働者数の地域ブロック別の構成比は、南関東が40.1%（前年度40.9%）、近畿が16.9%（前年度16.8%）、常用換算派遣労働者数は、南関東が38.4%（前年度39.4%）、近畿が16.2%（前年度15.5%）となっている。平成19年度と比較して、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の派遣労働者数は、北陸ブロック（対前年度比5.0%減）で減少している他は、いずれのブロックでも増加しており、四国ブロック（対前年度比13.6%増）、東北ブロック（同12.4%増）で特に増加している。常用換算派遣労働者数についても、北陸ブロック（対前年度比3.3%減）で減少している他は、いずれのブロックで増加しており、北海道ブロック（対前年度比35.3%増）、四国ブロック（25.1%）で特に増加している。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者で南関東36.3%（前年度38.5%）、東海16.0%（前年度15.7%）、近畿15.2%（前年度13.6%）の順、常用雇用以外の労働者（常用換算）で南関東40.7%（前年度41.0%）、近畿18.4%（前年度17.8%）、東海12.0%（前年度12.2%）の順、登録者で南関東41.4%（前年度41.9%）、近畿17.8%（前年度17.9%）、東海12.4%（12.2%）の順、特定労働者派遣事業では、南関東38.6%（前年度37.6%）、東海18.2%（前年度16.0%）、近畿13.3%（前年度14.9%）の順で多く、いずれも南関東の割合が最大となっている。

⇒表14、図5

(2) 派遣先件数についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の地域ブロック別の構成比は、南関東が46.3%（前年度47.2%）、近畿が15.5%（前年度14.9%）となっており、平成19年度と比較して、派遣先件数は、東海ブロック（対前年度比14.1%増）等で増加している反面、北陸ブロック（対前年比21.0%減）等では減少しており、全体では微増傾向（対前年度比0.5%増）にある。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、南関東46.8%（前年度47.7%）、近畿15.6%（前年度14.8%）、東海13.8%（前年度12.3%）の順、特定労働者派遣事業では、南関東41.2%（前年度40.2%）、東海16.9%（前年度13.8%）、近畿14.4%（前年度16.3%）の順で多く、いずれも南関東の割合が最大となっている。

⇒表15、図6

(3) 売上高についてみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の合計の地域ブロック別の構成比は、南関東が42.8%（前年度39.7%）、近畿が17.1%（前年度16.7%）となっており、平成19年度と比較して、売上高は、いずれのブロックでも増加している。

具体的には、地域ブロック別の構成比は、一般労働者派遣事業では、南関東43.0%（前年度40.1%）、近畿18.0%（前年度15.6%）、東海13.8%（前年度15.8%）の順、特定労働者派遣事業では、南関東42.2%（前年度38.2%）、東海17.6%（前年度15.4%）、近畿14.1%（前年度20.4%）の順で多くとなっている。

⇒表16、図7

10 派遣契約の期間

労働者派遣契約の期間（※5）については、一般労働者派遣事業では1月以下が47.6%、3月以下が79.4%となっており、6月以下のものが全体の92.4%を占めている。特定労働者派遣事業

では、1月以下が10.6%、3月以下が35.6%となっており、6月以下のものが全体の58.9%となっている。

⇒表17

※5 労働者派遣契約の期間については、報告対象期間に締結した一労働者派遣契約における労働者派遣の期間であり、当該派遣労働者が当該業務に実際に派遣就業する期間とは必ずしも一致するものではない。

1.1 教育訓練

教育訓練の実績については、その種類（コース）は延べで95,940コース（対前年度比15.0%増）あり、対象者数は延べで4,457,801人（対前年度比23.8%減）であった。

また、教育訓練を行う方法をOJT（※6）及びOff-JT（※7）に区分してみると、一般労働者派遣事業ではOff-JTが約8割（81.5%）を占めているが、特定労働者派遣事業ではOff-JTは約5割（47.4%）であった。

派遣労働者の費用の負担別にみると、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業のいずれも「派遣労働者の費用負担無」が98%以上である。

⇒表18

※6 OJTとは、業務の遂行過程内に行う教育訓練である。

※7 Off-JTとは、OJT以外の教育訓練である。

【図表一覧】

表 1	集計事業所数
表 2	平成20年度集計事業所数及び労働者派遣の実績のあった事業所数
表 3	労働者派遣された派遣労働者数等
表 4	政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数及び業務別割合 (6月1日現在)
表 5	日雇派遣の状況 (6月1日現在)
表 6	製造業務への派遣の状況
表 7	派遣先件数
表 8	労働者派遣事業に係る売上高
表 9	売上高ランク別事業所数
表10	派遣料金
表11	派遣労働者の賃金
表12	海外派遣の状況
表13	紹介予定派遣の状況
表14	地域ブロック別派遣労働者数 (その1)
表14	地域ブロック別派遣労働者数 (その2)
表15	地域ブロック別派遣先件数
表16	地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高
表17	派遣契約の期間の割合
表18	教育訓練
図 1	労働者派遣された派遣労働者数等
図 2	派遣先件数
図 3	労働者派遣事業に係る売上高
図 4	売上高ランク別事業所数
図 5 - 1	地域ブロック別派遣労働者数 (平成20年度)
図 5 - 2	地域ブロック別常用換算派遣労働者数 (平成20年度)
図 6	地域ブロック別派遣先件数 (平成20年度)
図 7	地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高 (平成20年度)

表1 集計事業所数

(単位:所、%)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
一般労働者派遣事業	9,273 (20.9)	14,688 (58.4)	18,028 (22.7)	20,095 (11.5)	24,423 (21.5)
特定労働者派遣事業	11,005 (20.5)	16,673 (51.5)	23,938 (43.6)	30,054 (25.5)	42,001 (39.8)
合計	20,278 (20.7)	31,361 (54.7)	41,966 (33.8)	50,149 (19.5)	66,424 (32.5)

※ ()内は対前年度増減比

表2 平成20年度集計事業所数及び労働者派遣の実績のあった事業所数

(単位:所、%)

一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
提出事業 所数①	実績の あった事 業所数②	①に占め る②の割 合	提出事業 所数①	実績のあ った事業 所数②	①に占め る②の割 合	提出事業 所数①	実績の あった事 業所数②	①に占め る②の割 合
24,423	19,658	<80.5>	42,001	27,051	<64.4>	66,424	46,709	<70.3>

※ < >内は提出事業所に占める実績のあった事業所の割合

表3 労働者派遣された派遣労働者数等

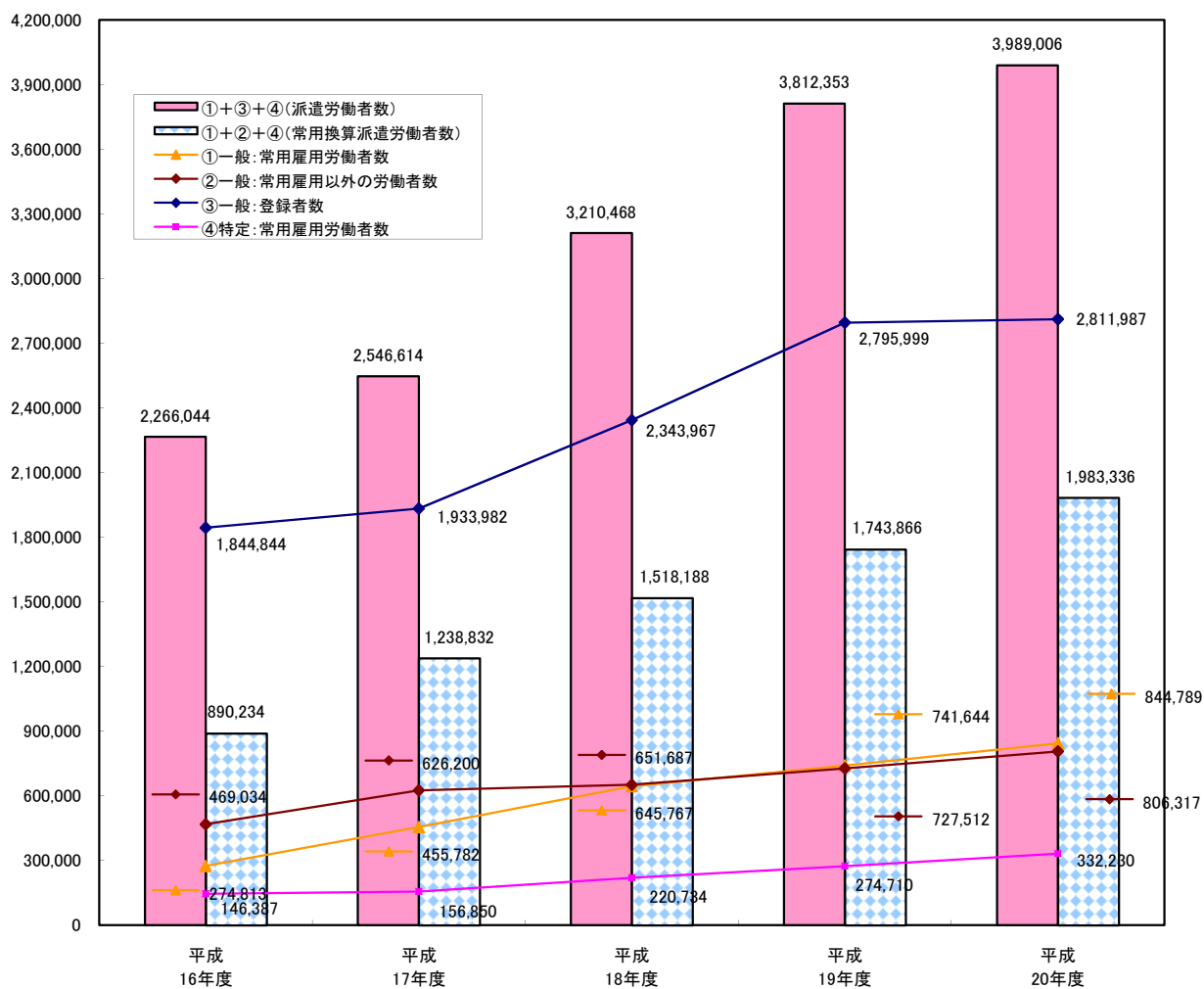
(単位:人、%)

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	
一般	①常用雇用労働者数	274,813 (16.2)	455,782 (65.9)	645,767 (41.7)	741,644 (14.9)	844,789 (13.9)	
	②常用雇用以外の労働者 数(①以外、常用換算)	469,034 (27.4)	626,200 (33.5)	651,687 (4.1)	727,512 (11.6)	806,317 (10.8)	
	③登録者数	1,844,844 (△7.2)	1,933,982 (4.8)	2,343,967 (21.2)	2,795,999 (19.3)	2,811,987 (0.6)	
特定	④常用雇用労働者数	146,387 (5.4)	156,850 (7.1)	220,734 (40.7)	274,710 (24.5)	332,230 (20.9)	
合計	①+③+④ (派遣労働者数)	2,266,044 (△4.1)	2,546,614 (12.4)	3,210,468 (26.1)	3,812,353 (18.7)	3,989,006 (4.6)	
	①+②+④(常用換算派遣 労働者数)	890,234 (19.7)	1,238,832 (39.2)	1,518,188 (22.5)	1,743,866 (14.9)	1,983,336 (13.7)	
1 事業 所 当 た り	一般	①常用雇用労働者 数	40.8 (△4.4)	40.7 (△0.2)	45.5 (11.8)	46.0 (1.1)	43.0 (△6.5)
		②常用雇用以外の 労働者数(①以外、 常用換算)	69.7 (4.8)	55.9 (△19.8)	45.9 (△17.9)	45.1 (△1.7)	41.0 (△9.1)
		③登録者数	198.9 (△23.2)	131.7 (△33.8)	130.0 (△1.3)	139.1 (7.0)	115.1 (△17.3)
	特定	④常用雇用労働者 数	25.6 (△16.6)	16.6 (△35.2)	15.2 (△8.4)	14.1 (△7.2)	12.3 (△12.8)

※1 登録者については報告のあった1派遣元事業所当たりの平均であり、他は労働者派遣の実績のあった1派遣元事業所当たりの平均である。

※2 ()内は対前年度増減比

図1 労働者派遣された派遣労働者数等



※ 常用雇用以外の労働者数は常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの。)としている。

表4 政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数及び業務別割合(6月1日現在)

(単位:人、%)

		一般労働者派遣事業(6月1日現在)			特定労働者派遣事業(6月1日現在)	①+②+③(6月1日現在の派遣労働者数)
		①常用雇用労働者数	②常用雇用以外の労働者数	①+②	③常用雇用労働者数	
ソフトウェア開発	1号	32,617 (7.8%)	12,121 (2.8%)	44,738 (5.3%)	54,491 (36.2%)	99,229 (9.9%)
機械設計	2号	27,221 (6.5%)	5,295 (1.2%)	32,516 (3.8%)	36,097 (24.0%)	68,613 (6.9%)
放送機器等操作	3号	1,866 (0.4%)	607 (0.1%)	2,473 (0.3%)	2,494 (1.7%)	4,967 (0.5%)
放送番組等演出	4号	1,577 (0.4%)	798 (0.2%)	2,375 (0.3%)	2,342 (1.6%)	4,717 (0.5%)
事務用機器操作	5号	181,129 (43.4%)	246,920 (57.3%)	428,049 (50.5%)	20,749 (13.8%)	448,798 (44.9%)
通訳、翻訳、速記	6号	2,616 (0.6%)	3,055 (0.7%)	5,671 (0.7%)	295 (0.2%)	5,966 (0.6%)
秘書	7号	2,412 (0.6%)	3,407 (0.8%)	5,819 (0.7%)	263 (0.2%)	6,082 (0.6%)
ファイリング	8号	13,312 (3.2%)	16,745 (3.9%)	30,057 (3.5%)	1,720 (1.1%)	31,777 (3.2%)
調査	9号	2,558 (0.6%)	3,329 (0.8%)	5,887 (0.7%)	510 (0.3%)	6,397 (0.6%)
財務処理	10号	48,906 (11.7%)	27,135 (6.3%)	76,041 (9.0%)	1,457 (1.0%)	77,498 (7.8%)
取引文書作成	11号	11,263 (2.7%)	14,433 (3.4%)	25,696 (3.0%)	1,226 (0.8%)	26,922 (2.7%)
デモンストレーション	12号	2,000 (0.5%)	4,257 (1.0%)	6,257 (0.7%)	388 (0.3%)	6,645 (0.7%)
添乗	13号	820 (0.2%)	4,636 (1.1%)	5,456 (0.6%)	280 (0.2%)	5,736 (0.6%)
建築物清掃	14号	3,328 (0.8%)	1,869 (0.4%)	5,197 (0.6%)	1,748 (1.2%)	6,945 (0.7%)
建築設備運転、点検、整備	15号	4,329 (1.0%)	809 (0.2%)	5,138 (0.6%)	5,399 (3.6%)	10,537 (1.1%)
受付・案内、駐車場等管理	16号	14,898 (3.6%)	19,811 (4.6%)	34,709 (4.1%)	809 (0.5%)	35,518 (3.6%)
研究開発	17号	21,639 (5.2%)	13,282 (3.1%)	34,921 (4.1%)	13,072 (8.7%)	47,993 (4.8%)
事業の実施体制の企画、立案	18号	2,206 (0.5%)	1,270 (0.3%)	3,476 (0.4%)	1,144 (0.8%)	4,620 (0.5%)
書籍等の制作・編集	19号	1,853 (0.4%)	3,342 (0.8%)	5,195 (0.6%)	500 (0.3%)	5,695 (0.6%)
広告デザイン	20号	1,454 (0.3%)	1,868 (0.4%)	3,322 (0.4%)	221 (0.1%)	3,543 (0.4%)
インテリアコーディネータ	21号	634 (0.2%)	1,119 (0.3%)	1,753 (0.2%)	110 (0.1%)	1,863 (0.2%)
アナウンサー	22号	98 (0.0%)	100 (0.0%)	198 (0.0%)	38 (0.0%)	236 (0.0%)
OAインストラクション	23号	3,243 (0.8%)	3,016 (0.7%)	6,259 (0.7%)	823 (0.5%)	7,082 (0.7%)
テレマーケティング	24号	31,788 (7.6%)	38,212 (8.9%)	70,000 (8.3%)	1,718 (1.1%)	71,718 (7.2%)
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	3,327 (0.8%)	2,963 (0.7%)	6,290 (0.7%)	2,407 (1.6%)	8,697 (0.9%)
放送番組等の大道具・小道具	26号	242 (0.1%)	312 (0.1%)	554 (0.1%)	221 (0.1%)	775 (0.1%)
20年度合計		417,336 (100%)	430,711 (100%)	848,047 (100%)	150,522 (100%)	998,569 (100%)
対前年度増減比		10.5%	7.7%	9.0%	15.0%	9.9%
19年度合計		377,716	400,076	777,792	130,843	908,635

※ 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

表5 日雇派遣の状況 (単位:人)

	一般労働者派遣事業	
	平成19年度	平成20年度
日雇派遣労働者数 (6月1日現在)	43,222	93,455

※ 平成19年度については、新様式により提出のあった一般労働者派遣事業所9,714所(全体の48.3%)の集計。

表6 製造業務への派遣の状況 (単位:所、%、人)

	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計			
	平成19年度	平成20年度	対前年度 増減比	平成19年度	平成20年度	対前年度 増減比	平成19年度	平成20年度	対前年度 増減比	
労働者派遣の実績のあった事業所数	16,129	19,658	(21.9)	19,454	27,051	(39.1)	35,583	46,709	(31.3)	
派遣されていた労働者数(6月1日現在)	常用雇用労働者数	721,219	842,236	(16.8)	264,098	308,993	(17.0)	985,317	1,151,229	(16.8)
	常用雇用以外の労働者数	857,524	870,806	(1.5)				857,524	870,806	(1.5)
	合計	1,578,743	1,713,042	(8.5)	264,098	308,993	(17.0)	1,842,841	2,022,035	(9.7)
製造業務への派遣を行った事業所(6月1日現在)	事業所数	5,235	5,973	(14.1)	3,273	4,538	(38.6)	8,508	10,511	(23.5)
	割合	<32.5>	<30.4>		<16.8>	<16.8>		<23.9>	<22.5>	
製造業務に従事した派遣労働者数(6月1日現在)	常用雇用労働者数	231,172	278,761	(20.6)	57,138	74,896	(31.1)	288,310	353,657	(22.7)
	常用雇用以外の労働者数	178,183	204,432	(14.7)				178,183	204,432	(14.7)
	合計	409,355	483,193	(18.0)	57,138	74,896	(31.1)	466,493	558,089	(19.6)

※ < >内は、労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合。

表7 派遣先件数 (単位:件、%)

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
一般労働者派遣 事業		467,565 (16.5)	619,702 (32.5)	789,523 (27.4)	1,192,252 (51.0)	1,177,188 (△1.3)
特定労働者派遣 事業		29,553 (25.7)	39,829 (34.8)	70,581 (77.2)	77,571 (9.9)	98,842 (27.4)
合計		497,118 (17.0)	659,531 (32.7)	860,104 (30.4)	1,269,823 (47.6)	1,276,030 (0.5)
1事業所 当たり	一般労働 者派遣事 業	69.5 (△4.1)	55.3 (△20.4)	55.6 (0.5)	73.9 (32.9)	59.9 (△18.9)
	特定労働 者派遣事 業	5.2 (0.0)	4.2 (△19.2)	4.9 (16.7)	4.0 (△18.4)	3.7 (△7.5)

※ ()内は対前年度増減比

図2 派遣先件数

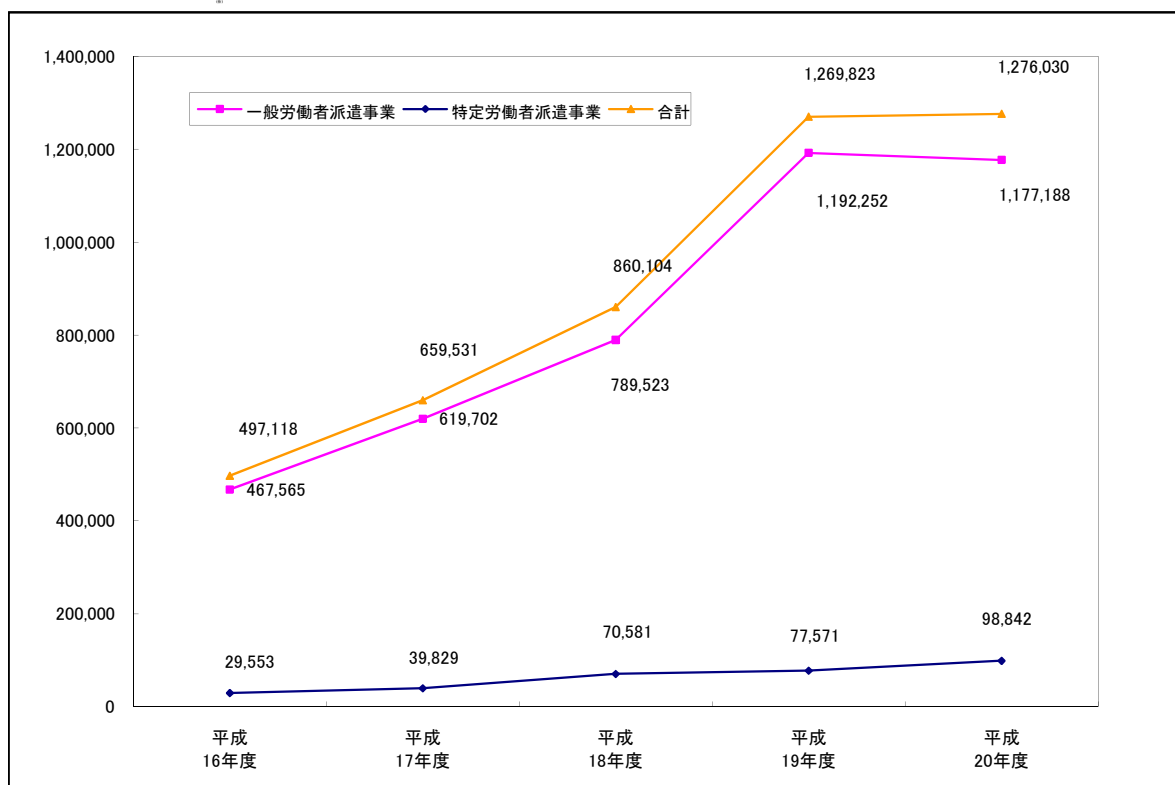


図3 労働者派遣事業に係る売上高

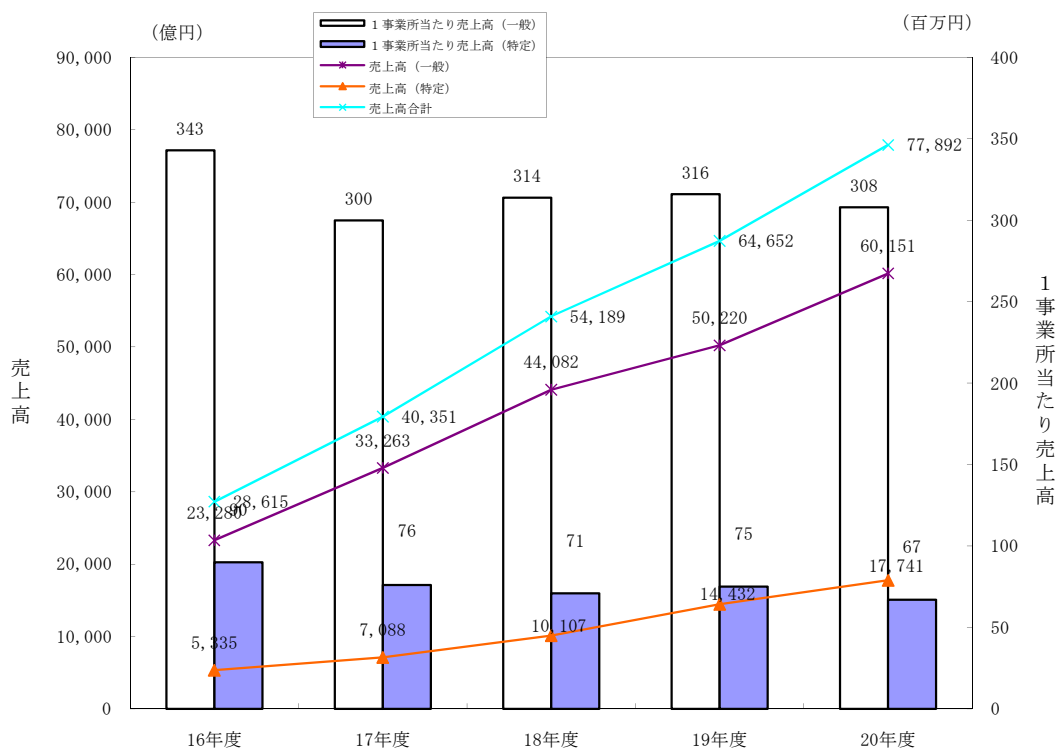


表8 労働者派遣事業に係る売上高

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般労働者派遣事業(億円)		23,280	33,263	44,082	50,220	60,151
		(21.7)	(42.9)	(32.5)	(13.9)	(19.8)
特定労働者派遣事業(億円)		5,335	7,088	10,107	14,432	17,741
		(19.1)	(32.9)	(42.6)	(42.8)	(22.9)
合計(億円)		28,615	40,351	54,189	64,652	77,892
		(21.2)	(41.0)	(34.3)	(19.3)	(20.5)
1事業所当たり	一般労働者派遣事業(百万円)	343	300	314	316	308
		(0.9)	(△12.5)	(4.7)	(0.6)	(△2.5)
	特定労働者派遣事業(百万円)	90	76	71	75	67
		(△4.3)	(△15.6)	(△6.3)	(5.6)	(△10.7)

※1 平成20年度の1事業所当たりの売上高については、売上高の欄に記載のあった事業所数(一般労働者派遣事業19,503所、特定労働者派遣事業26,672所)で除して算出している。

※2 ()内は対前年度増減比(%)

図4 売上高ランク別事業所数

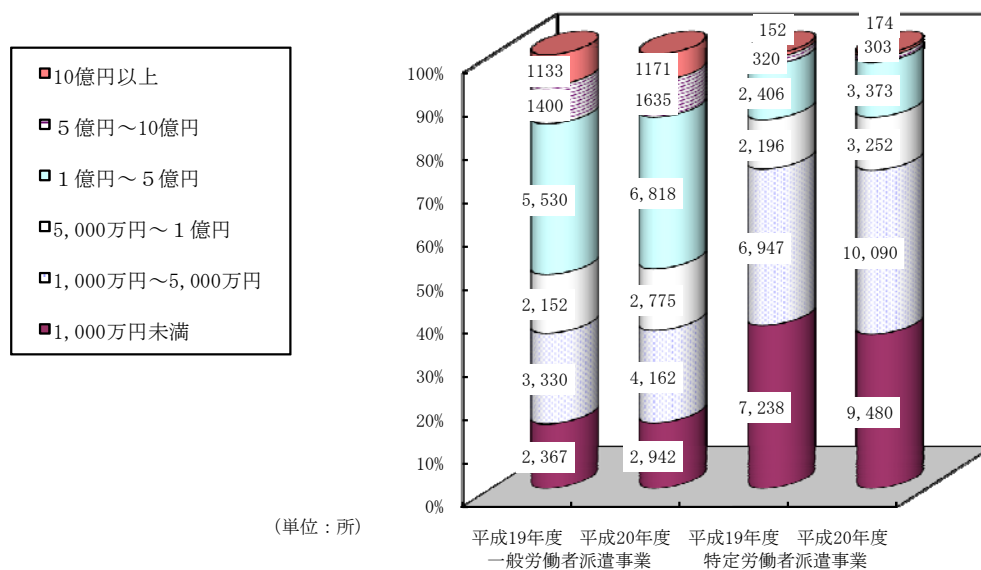


表9 売上高ランク別事業所数

(単位: 所、%)

	一般労働者派遣事業				特定労働者派遣事業			
	平成19年度		平成20年度		平成19年度		平成20年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
10億円以上	1,133	<7.1>	1,171	<6.0>	152	<0.8>	174	<0.7>
5億円～10億円	1,400	<8.8>	1,635	<8.4>	320	<1.7>	303	<1.1>
1億円～5億円	5,530	<34.8>	6,818	<35.0>	2,406	<12.5>	3,373	<12.6>
5,000万円～1億円	2,152	<13.5>	2,775	<14.2>	2,196	<11.4>	3,252	<12.2>
1,000万円～5,000万円	3,330	<20.9>	4,162	<21.3>	6,947	<36.1>	10,090	<37.8>
1,000万円未満	2,367	<14.9>	2,942	<15.1>	7,238	<37.6>	9,480	<35.5>
合計	15,912	<100.0>	19,503	<100.0>	19,259	<100.0>	26,672	<100.0>

※1 <>内は合計に占める割合

※2 売上高の欄に記載のなかった事業所があるため、合計欄の事業所数と労働者派遣の実績のあった事業所数とは異なる。

表10 派遣料金

(単位:円、%)

		一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業		
		平成19年度	平成20年度		平成19年度	平成20年度	
		派遣料金	派遣料金	対前年度増減比	派遣料金	派遣料金	対前年度増減比
全体平均		14,032	16,348	(16.5)	20,728	23,337	(12.6)
ソフトウェア開発	1号	24,425	24,728	(1.2)	30,350	31,048	(2.3)
機械設計	2号	21,299	21,264	(△0.2)	26,810	27,757	(3.5)
放送機器等操作	3号	18,133	17,952	(△1.0)	23,959	22,988	(△4.1)
放送番組等演出	4号	17,063	17,632	(3.3)	22,244	21,941	(△1.4)
事務用機器操作	5号	14,595	14,648	(0.4)	18,815	19,716	(4.8)
通訳、翻訳、速記	6号	19,992	20,192	(1.0)	22,695	23,306	(2.7)
秘書	7号	16,276	16,198	(△0.5)	18,661	19,838	(6.3)
ファイリング	8号	13,990	13,867	(△0.9)	17,495	17,925	(2.5)
調査	9号	17,245	16,818	(△2.5)	26,266	28,467	(8.4)
財務処理	10号	15,040	15,073	(0.2)	18,460	19,919	(7.9)
取引文書作成	11号	16,153	16,146	(△0.0)	22,682	22,907	(1.0)
デモンストレーション	12号	16,213	16,677	(2.9)	23,799	26,073	(9.6)
添乗	13号	14,212	14,408	(1.4)	13,781	14,548	(5.6)
建築物清掃	14号	11,337	11,119	(△1.9)	11,782	12,136	(3.0)
建築設備運転、点検、整備	15号	17,868	18,298	(2.4)	22,052	22,467	(1.9)
受付・案内、駐車場管理等	16号	13,579	13,613	(0.3)	14,819	15,523	(4.8)
研究開発	17号	18,560	18,576	(0.1)	27,238	27,170	(△0.2)
事業の実施体制の企画、立案	18号	22,884	23,343	(2.0)	31,247	33,717	(7.9)
書籍等の制作・編集	19号	16,570	16,511	(△0.4)	23,379	25,602	(9.5)
広告デザイン	20号	16,513	16,816	(1.8)	22,292	24,102	(8.1)
インテリアコーディネータ	21号	15,772	15,635	(△0.9)	21,245	22,151	(4.3)
アナウンサー	22号	19,131	21,899	(14.5)	25,258	27,553	(9.1)
OAインストラクション	23号	18,321	18,392	(0.4)	25,388	25,535	(0.6)
テレマーケティング	24号	14,325	14,367	(0.3)	20,304	20,100	(△1.0)
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	20,026	20,569	(2.7)	30,666	32,927	(7.4)
放送番組等の大道具・小道具	26号	14,329	15,522	(8.3)	24,140	27,366	(13.4)

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣料金を単純平均したものである。

※2 各事業所の派遣料金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。

※3 ()内は対前年度増減比である。

※4 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

※5 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣料金を合わせた平均である。

表11 派遣労働者の賃金

(単位:円、%)

		一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業		
		平成19年度	平成20年度		平成19年度	平成20年度	
		派遣労働者の賃金	派遣労働者の賃金	対前年度増減比	派遣労働者の賃金	派遣労働者の賃金	対前年度増減比
全体平均		9,534	11,254	(18.0)	12,997	15,082	(16.0)
ソフトウェア開発	1号	15,874	16,121	(1.6)	17,835	18,518	(3.8)
機械設計	2号	14,090	14,319	(1.6)	16,425	17,316	(5.4)
放送機器等操作	3号	12,698	12,609	(△0.7)	16,075	16,007	(△0.4)
放送番組等演出	4号	12,616	12,927	(2.5)	15,281	15,775	(3.2)
事務用機器操作	5号	10,301	10,348	(0.5)	12,378	13,175	(6.4)
通訳、翻訳、速記	6号	14,348	14,268	(△0.6)	14,714	15,284	(3.9)
秘書	7号	11,917	11,763	(△1.3)	13,253	13,071	(△1.4)
ファイリング	8号	10,002	9,997	(△0.0)	11,879	12,246	(3.1)
調査	9号	12,202	11,530	(△5.5)	17,236	19,103	(10.8)
財務処理	10号	10,780	10,817	(0.3)	12,479	13,801	(10.6)
取引文書作成	11号	11,634	11,590	(△0.4)	15,313	15,875	(3.7)
デモンストレーション	12号	11,462	11,722	(2.3)	14,331	16,127	(12.5)
添乗	13号	10,485	10,636	(1.4)	9,819	10,439	(6.3)
建築物清掃	14号	7,863	7,879	(0.2)	8,243	8,514	(3.3)
建築設備運転、点検、整備	15号	12,378	12,788	(3.3)	14,585	14,993	(2.8)
受付・案内、駐車場管理等	16号	9,611	9,622	(0.1)	10,059	10,848	(7.8)
研究開発	17号	12,373	12,446	(0.6)	16,028	16,095	(0.4)
事業の実施体制の企画、立案	18号	16,386	16,519	(0.8)	19,523	21,784	(11.6)
書籍等の制作・編集	19号	11,870	11,816	(△0.5)	14,787	15,947	(7.8)
広告デザイン	20号	11,652	11,860	(1.8)	15,381	15,841	(3.0)
インテリアコーディネータ	21号	11,181	11,152	(△0.3)	14,846	15,732	(6.0)
アナウンサー	22号	14,256	16,376	(14.9)	18,769	20,142	(7.3)
OAインストラクション	23号	12,510	12,672	(1.3)	14,822	15,753	(6.3)
テレマーケティング	24号	10,518	10,418	(△1.0)	12,739	13,389	(5.1)
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	14,000	14,437	(3.1)	18,905	20,590	(8.9)
放送番組等の大道具・小道具	26号	10,737	10,800	(0.6)	17,690	18,569	(5.0)

※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣労働者の賃金を単純平均したものである。

※2 派遣労働者の賃金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。

※3 ()内は対前年度増減比である。

※4 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

※5 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の賃金を合わせた平均である。

表12 海外派遣の状況

(単位:所、%、人)

		一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
		平成 19年度	平成 20年度	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度	対前年度 増減比
海外派遣実 施事業所	事業 所数	95	94	(△1.1)	101	136	(34.7)	196	230	(17.3)
	割合	<0.6>	<0.5>		<0.5>	<0.5>		<0.6>	<0.5>	
海外派遣され た派遣労働 者数	人数	869	220	(△74.7)	256	453	(77.0)	1,125	673	(△40.2)
	平均 人数	9.1	2.3		2.5	3.3		5.7	2.9	

※ ()内は対前年度増減比、< >内は労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合

表13 紹介予定派遣の状況

(単位:所、%、人)

		一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
		平成19年度	平成20年度	対前年度増減比	平成19年度	平成20年度	対前年度増減比	平成19年度	平成20年度	対前年度増減比
紹介予定派遣 実施事業所	事業 所数	2,894	3,784	(30.8)	78	64	(△ 17.9)	2,972	3,848	(29.5)
	割合	<17.9>	<19.2>		<0.4>	<0.2>		<8.4>	<8.2>	
紹介予定派遣に係る 労働者派遣契約の派 遣先からの申込人数		140,391	164,656	(17.3)	725	1,141	(57.4)	141,116	165,797	(17.5)
紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数		53,066	57,780	(8.9)	347	982	(183.0)	53,413	58,762	(10.0)
紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数		39,659	48,168	(21.5)	264	853	(223.1)	39,923	49,021	(22.8)
紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者		32,264	37,066	(14.9)	233	835	(258.4)	32,497	37,901	(16.6)

※ ()内は対前年度増減比、< >内は労働者派遣の実績のあった事業所に占める割合

◇◇表14～16及び図5～7の地域ブロックとは次のとおり。◇◇

北海道…北海道
 東北…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 南関東…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 北関東・甲信…茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
 北陸…新潟県、富山県、石川県、福井県
 東海…岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国…徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表14 地域ブロック別派遣労働者数(その1)

(単位:人、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業								
	①常用雇用労働者数			②常用雇用以外の労働者数 (①以外、常用換算)			③登録者数		
	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比
全国	741,644	844,789	<100.0>	727,512	806,317	<100.0>	2,795,999	2,811,987	<100.0>
北海道	11,770	15,348 (30.4)	<1.8>	12,249	16,013 (30.7)	<2.0>	54,471	53,409 (△1.9)	<1.9>
東北	42,513	51,018 (20.0)	<6.0>	32,228	35,538 (10.3)	<4.4>	120,768	131,174 (8.6)	<4.7>
南関東	285,879	306,253 (7.1)	<36.3>	298,562	327,909 (9.8)	<40.7>	1,171,397	1,165,046 (△0.5)	<41.4>
北関東・甲信	61,711	68,572 (11.1)	<8.1>	46,346	55,065 (18.8)	<6.8>	163,688	159,985 (△2.3)	<5.7>
北陸	22,725	24,181 (6.4)	<2.9>	28,568	24,212 (△15.2)	<3.0>	80,440	72,436 (△10.0)	<2.6>
東海	116,208	134,752 (16.0)	<16.0>	88,652	96,433 (8.8)	<12.0>	342,088	348,242 (1.8)	<12.4>
近畿	100,717	128,663 (27.7)	<15.2>	129,363	147,965 (14.4)	<18.4>	499,958	499,989 (0.0)	<17.8>
中国	42,748	46,410 (8.6)	<5.5>	28,079	31,690 (12.9)	<3.9>	119,429	122,678 (2.7)	<4.4>
四国	6,547	9,026 (37.9)	<1.1>	12,252	14,388 (17.4)	<1.8>	44,663	48,679 (9.0)	<1.7>
九州	50,826	60,566 (19.2)	<7.2>	51,213	57,104 (11.5)	<7.1>	199,097	210,349 (5.7)	<7.5>

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図5-1 地域ブロック別派遣労働者数(平成20年度)

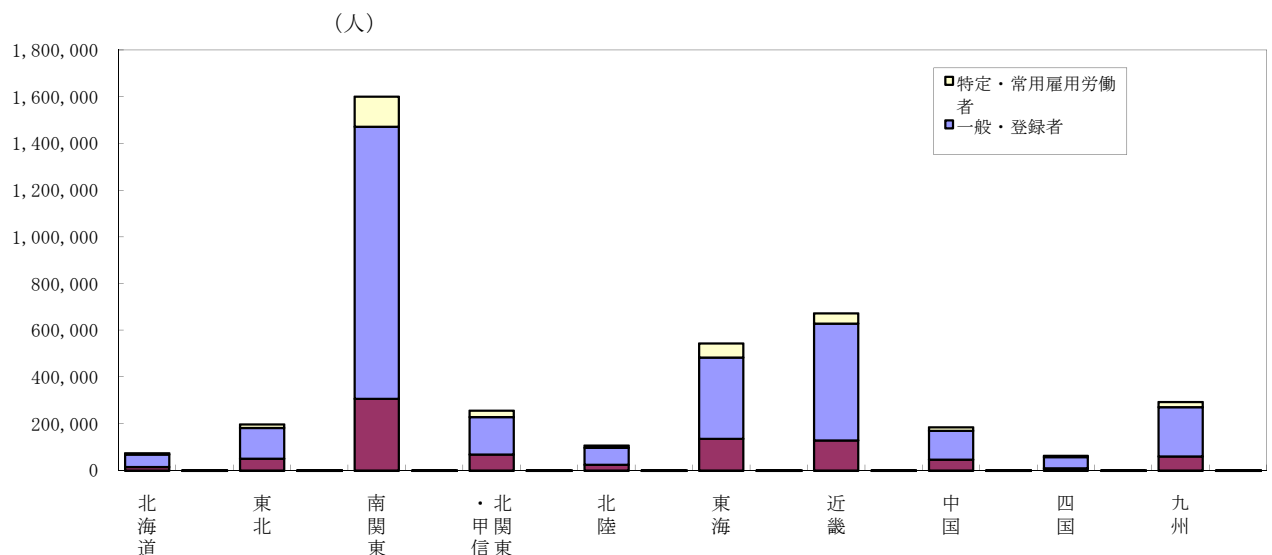


表14 地域ブロック別派遣労働者数(その2)

(単位:人、%)

地域ブロック	特定労働者派遣事業			合計					
	④常用雇用労働者数			①+③+④			①+②+④		
	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比
全国	274,710	332,230	<100.0>	3,812,353	3,989,006	<100.0>	1,743,866	1,983,336	<100.0>
北海道	2,822	4,967	<1.5>	69,063	73,724	<1.8>	26,841	36,328	<1.8>
		(76.0)			(6.7)			(35.3)	
東北	12,514	15,427	<4.6>	175,795	197,619	<5.0>	87,255	101,983	<5.1>
		(23.3)			(12.4)			(16.9)	
南関東	103,236	128,278	<38.6>	1,560,512	1,599,577	<40.1>	687,677	762,440	<38.4>
		(24.3)			(2.5)			(10.9)	
北関東・甲信	24,141	27,375	<8.2>	249,540	255,932	<6.4>	132,198	151,012	<7.6>
		(13.4)			(2.6)			(14.2)	
北陸	8,422	9,357	<2.8>	111,587	105,974	<2.7>	59,715	57,750	<2.9>
		(11.1)			(△5.0)			(△3.3)	
東海	43,976	60,415	<18.2>	502,272	543,409	<13.6>	248,836	291,600	<14.7>
		(37.4)			(8.2)			(17.2)	
近畿	40,840	44,216	<13.3>	641,515	672,868	<16.9>	270,920	320,844	<16.2>
		(8.3)			(4.9)			(18.4)	
中国	14,579	16,061	<4.8>	176,756	185,149	<4.6>	85,406	94,161	<4.7>
		(10.2)			(4.7)			(10.3)	
四国	3,448	4,406	<1.3>	54,658	62,111	<1.6>	22,247	27,820	<1.4>
		(27.8)			(13.6)			(25.1)	
九州	20,732	21,728	<6.5>	270,655	292,643	<7.3>	122,771	139,398	<7.0>
		(4.8)			(8.1)			(13.5)	

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図5-2 地域ブロック別常用換算派遣労働者数(平成20年度)

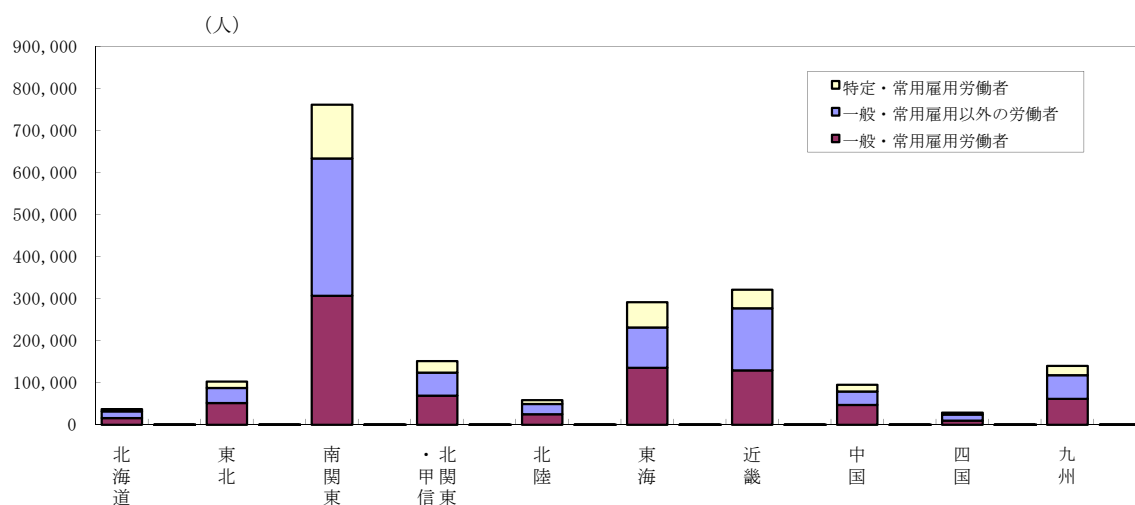


表15 地域ブロック別派遣先件数

(単位:件、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比
全国	1,192,252	1,177,188 (△1.3)	<100.0>	77,571	98,842 (27.4)	<100.0>	1,269,823	1,276,030 (0.5)	<100.0>
北海道	20,343	20,689 (1.7)	<1.8>	1,050	2,007 (91.1)	<2.0>	21,393	22,696 (6.1)	<1.8>
東北	41,948	38,779 (△7.6)	<3.3>	2,951	3,823 (29.5)	<3.9>	44,899	42,602 (△5.1)	<3.3>
南関東	568,411	550,539 (△3.1)	<46.8>	31,190	40,691 (30.5)	<41.2>	599,601	591,230 (△1.4)	<46.3>
北関東・甲信	67,407	61,778 (△8.4)	<5.2>	6,402	6,845 (6.9)	<6.9>	73,809	68,623 (△7.0)	<5.4>
北陸	40,471	31,127 (△23.1)	<2.6>	2,173	2,551 (17.4)	<2.6>	42,644	33,678 (△21.0)	<2.6>
東海	146,761	162,905 (11.0)	<13.8>	10,720	16,743 (56.2)	<16.9>	157,481	179,648 (14.1)	<14.1>
近畿	176,834	183,520 (3.8)	<15.6>	12,606	14,188 (12.5)	<14.4>	189,440	197,708 (4.4)	<15.5>
中国	44,486	44,759 (0.6)	<3.8>	4,238	4,443 (4.8)	<4.5>	48,724	49,202 (1.0)	<3.9>
四国	16,217	16,981 (4.7)	<1.4>	1,019	1,387 (36.1)	<1.4>	17,236	18,368 (6.6)	<1.4>
九州	69,374	66,111 (△4.7)	<5.6>	5,222	6,164 (18.0)	<6.2>	74,596	72,275 (△3.1)	<5.7>

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図6 地域ブロック別派遣先件数(平成20年度)

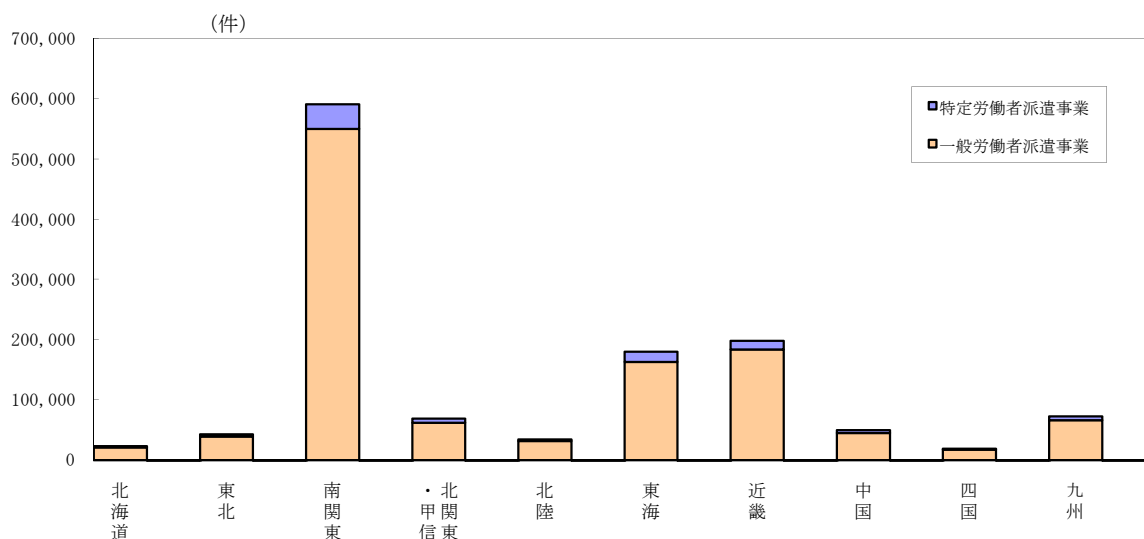


表16 地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高

(単位:百万円、%)

地域ブロック	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比	平成19年度	平成20年度	構成比
全国	5,021,996	6,015,148 (19.8)	<100.0>	1,443,264	1,774,063 (22.9)	<100.0>	6,465,260	7,789,211 (20.5)	<100.0>
北海道	69,413	84,260 (21.4)	<1.4>	12,144	22,367 (84.2)	<1.3>	81,557	106,627 (30.7)	<1.4>
東北	218,899	224,725 (2.7)	<3.7>	50,895	61,911 (21.6)	<3.5>	269,794	286,636 (6.2)	<3.7>
南関東	2,015,282	2,585,957 (28.3)	<43.0>	551,457	749,115 (35.8)	<42.2>	2,566,739	3,335,072 (29.9)	<42.8>
北関東・甲信	376,690	409,735 (8.8)	<6.8>	121,036	145,672 (20.4)	<8.2>	497,726	555,407 (11.6)	<7.1>
北陸	159,234	160,136 (0.6)	<2.7>	38,030	38,476 (1.2)	<2.2>	197,264	198,612 (0.7)	<2.5>
東海	791,447	827,412 (4.5)	<13.8>	222,765	311,792 (40.0)	<17.6>	1,014,212	1,139,204 (12.3)	<14.6>
近畿	784,190	1,083,015 (38.1)	<18.0>	295,092	249,509 (△15.4)	<14.1>	1,079,282	1,332,524 (23.5)	<17.1>
中国	230,340	234,105 (1.6)	<3.9>	56,938	75,723 (33.0)	<4.3>	287,278	309,828 (7.8)	<4.0>
四国	58,557	69,401 (18.5)	<1.2>	14,589	19,985 (37.0)	<1.1>	73,146	89,386 (22.2)	<1.1>
九州	317,944	336,402 (5.8)	<5.6>	80,318	99,513 (23.9)	<5.6>	398,262	435,915 (9.5)	<5.6>

※ ()内は対前年度増減比、< >内は全国に占める当該地域ブロックの割合

図7 地域ブロック別労働者派遣事業に係る売上高(平成20年度)

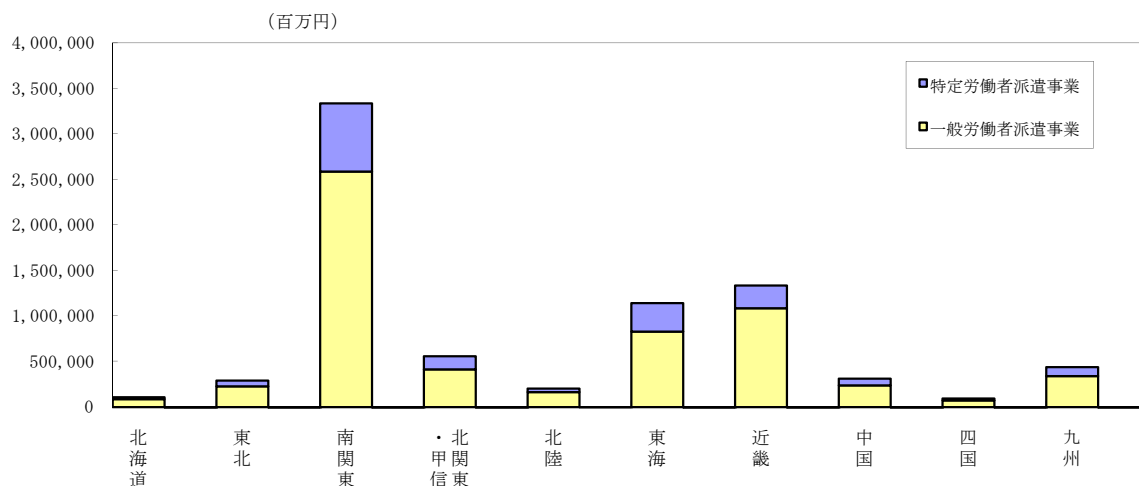


表17 派遣契約の期間の割合

(単位:%)

	1日以下	1日超7日以下	7日超1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	1年超3年以下	その他
一般労働者派遣事業	24.9	9.5	13.2	31.8	13.0	3.7	2.5	1.3	0.1
特定労働者派遣事業	3.4	2.5	4.7	25.0	23.3	6.5	16.5	16.2	1.8
合計	23.9	9.2	12.8	31.5	13.4	3.8	3.1	1.9	0.2

表18 教育訓練

	コース延べ件数 (コース)	対象者延べ 人員 (人)	方法(%)		派遣労働者の費用負担の有無(%)	
			OJT	Off-JT	有	無
一般労働者派遣事業	55,480	3,929,112	18.5	81.5	2.0	98.0
特定労働者派遣事業	40,460	528,689	52.6	47.4	1.1	98.9
合計	95,940	4,457,801	32.9	67.1	1.7	98.3
対前年度増減比	15.0%	△23.8%	-	-	-	-
19年度合計	83,435	5,851,118	37.2	62.8	4.9	95.1

政令で定める26業務

※ 各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

1号（ソフトウェア開発）

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。第23号及び第25号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務

2号（機械設計）

機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第25号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

3号（放送機器等操作）

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等（放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務

4号（放送番組等演出）

放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）

5号（事務用機器操作）

電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第23号において「事務用機器」という。）の操作の業務

6号（通訳、翻訳、速記）

通訳、翻訳又は速記の業務

7号（秘書）

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

8号（ファイリング）

文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務

9号（調査）

新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

10号（財務処理）

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

11号（取引文書作成）

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

12号（デモンストレーション）

電子計算機、自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

13号（添乗）

旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、当該旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

14号（建築物清掃）

建築物における清掃の業務

15号（建築設備運転、点検、整備）

建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）

16号（案内・受付、駐車場管理等）

建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第14号に掲げる業務を除く。）

17号（研究開発）

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）

18号（事業の実施体制の企画、立案）

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

19号（書籍等の制作・編集）

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

20号（広告デザイン）

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）

21号（インテリアコーディネーター）

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

22号（アナウンサー）

放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）

23号（OAインストラクション）

事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

24号（テレマーケティングの営業）

電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

25号（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）

顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

26号（放送番組等における大道具・小道具）

放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）